生徒指導ガイドライン

鹿児島県立喜界高等学校

1 生徒指導(支援)方針

学校教育法及び、学校教育法施行規則などに定める生徒への懲戒を含めた指導についてその 取り扱いに必要な事項を定めるものとする。

2 生徒の懲戒について

- (1) 校長及び教員は、生徒の本分に反する問題行動があったと認められたときは、生徒の 反省を促し、問題行動の再発を防止するために、生徒に懲戒を加えることができる。た だし、体罰を加えることはできない。
- (2) 生徒の本分に反する問題行動は、法令、社会規範、校則に反する行為とする。
- (3) 懲戒は、特別指導(教育的指導)及び懲戒処分(法的措置)とする。

3 特別指導について

- (1) 問題行動を起こした生徒に対する特別指導
 - ア 特別指導は、生徒の抱える問題を解決に向かわせるとともに、その後の高校生活が健 全に営まれることを目的とする。
 - イ 特別指導は、指導の一環であり生徒の活動は重要な学習活動であることから、学校における指導を中心とし、指導期間中を欠席扱いとしない。**授業に出席しない場合は、教 科の欠課時数とする。**
- (2) 問題行動の事実関係の把握
 - ア 生徒、保護者、関係者から十分に事情を聴き取る。
 - イ 複数の職員による事情聴取などで事実関係を確認する。また、確認期間を長引かせない。
 - ウ 該当生徒は問題行動報告書を書き、会話だけでのあいまいな事実確認は避ける。
- (3) 生徒の基本的人権への配慮
 - ア 事情を聴き取る段階から、生徒の基本的人権に十分配慮する。
 - イ 特別指導期間中は生徒の学習権の保障に十分配慮する。
- (4) 家庭との連携
 - ア 特別指導については、本人・保護者への説明を十分に行い、理解を得るようにする。
 - イ 反省の方法(学校、家庭での反省指導)については、家庭事情に配慮する。
 - ウ 特別指導中は保護者との連絡を十分に取り合って指導を進める。
- (5) 校内の体制
 - ア 指導方針に一貫性をもたせ、職員の一致協力による指導を行う。

- イ 指導案作成や指導方法については、生徒指導企画・学年・職員会議で協議を尽くし、 学校長の助言・指導・責任のもとに特別指導を実施する。
- ウ 問題行動の記録にあたっては個人のプライバシーの保護に十分配慮する。

4 特別指導のガイドライン

下記の問題行動を起こした生徒に対し、それぞれの事案に応じて、担任や学年、生徒指導部、 校長による特別指導を実施する。特別指導には、厳重注意(説諭)、訓戒、学校や家庭での反省 指導があり、保護者に来校を求め、生徒と同席の上で実施する。

期間については過去の指導例に基づき、おおむね1週間程度を目安とする。ただし、問題行動の内容によっては1週間より短い場合もある。また、問題行動が度重なる場合や、発生させた問題行動の重大性、及び反省の状況によっては、特別指導期間が長期化や、自主退学勧告や懲戒処分となる場合もありうる。行為の内容によっては関係機関と連絡をとりながら、指導する。

- (1) 法令に反する行為
 - ア 窃盗 (万引き, 車・単車盗, 自転車盗, 占有離脱物横領, 侵入盗)
 - イ 傷害罪、粗暴犯(生徒間暴力、対教師暴力、恐喝・脅迫)
 - ウ 強盗・強姦・性犯罪(児童ポルノ禁止法違反)
 - エ 器物損壊罪
 - オ 無免許運転 (原付・自動二輪・普通自動車)
 - カ 暴走行為、その他交通違反
 - キ 薬物乱用
 - ク 援助交際
 - ケ 飲酒・喫煙の行為(所持や同席も指導の対象とする)
 - コ その他

(2) 社会規範・校則に反する行為

アいじめ

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることがある。

イ 深夜徘徊,不健全娯楽(パチンコ・パチスロ店等への出入り),不良交友

- ウ 度重なる遅刻や無断欠席・無断早退, 怠学
- エ家出
- オ 無断アルバイト
- カ カンニング、試験での不正行為(本校の「考査心得」に違反したもの)
- キ 不正乗車・定期券不正使用
- ク 情報モラル違反(インターネットやスマートフォン等を使用した誹謗・中傷, SNS 等利用による問題行動)
- ケ 授業規律違反,授業妨害
- コ 服装・頭髪等の規定違反
- サ その他「校則」違反等
- 5 懲戒処分について (学校教育法施行規則第26条第2項及び第3項より抜粋)

ここでいう懲戒処分は、法的効果を伴うもので、生徒が学校で教育を受けることができるという法律的権利に変動を与えるものである。懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。

退学処分は, 下記の生徒に対して行う。

- ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- イ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ウ 正当の理由がなくて出席常でない者
- エ 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒として本分に反した者

【参考】

○ 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより学生、 生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○ 学校教育法施行規則第26条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要 な配慮をしなければならない。(②, ③については本文に記載)

- ○いじめ防止対策推進法
- ○青少年インターネット環境整備法
- ○児童ポルノ禁止法
- ○麻薬特例法
- ○道路交通法
- ○売春防止法
- ○未成年者喫煙禁止法, 未成年者飲酒禁止法
- ○鹿児島県青少年保護育成条例